

臨時株主総会 株主総会参考書類

■第1号議案 日精樹脂工業株式会社との株式移転計画承認の件
日精樹脂工業株式会社の最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等
の内容
(臨時株主総会招集ご通知 P37. 「5. 日精樹脂工業に関する事項」)

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

TOYO イノベックス株式会社

事業報告

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界情勢は、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクの高まり等から資源エネルギー価格および原材料価格の高騰等に加え、期中後半より米国新政権発足に伴う大規模な関税の引き上げ方針をめぐる世界経済の悪化懸念の高まりから先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する射出成形機業界では、急激な円安による原材料価格の高騰および世界における設備投資需要の回復の遅れから厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは、長期成長戦略として第70期（2026年3月期）を最終年度とする「フューチャーデザイン2026」の達成と第67期（2023年3月期）を初年度とする第四次中期経営計画を展開してまいりました。

事業拠点につきましては、本年1月にグローバル生産体制強化の一環として米国テキサス工場（NISSEI AMERICA INC.）における生産能力の増強を図るため工場の拡張工事を完了、稼働を開始いたしました。拡張した工場では、型締力3,000tクラスまでの射出成形機を生産することが可能となりました。今後、北米市場では、自動車産業や住設・建設資材向けを中心に超大型の射出成形機への需要が増加することが見込まれ、北米市場での拡販に繋げてまいります。

商品につきましては、業界トップクラスの低床化を実現したハイブリッド式堅型射出成形機TWXシリーズについて大型クラスTWX460RⅢ50BVを開発いたしました。同機は金属等を金型に入れて一体として射出成形するインサート成形に最適な成形機で自動車や電子部品等幅広い分野で用いられており国内4割の販売シェアを有し、国内成形機メーカーでは最大クラスの型締力となります。

セールス展開につきましては、お客様の課題解決型企業としてプラスチック総合展からプライベート展へ誘導することでお客様に満足を提供するプロモーションを展開いたしました。昨年1月に稼働を開始した中国・浙江省海鹽県の生産子会社「日精塑料机械（海鹽）有限公司」において昨年10月に開業式典を執り行うと同時にプライベート展を開催いたしました。中国太倉工場製の射出成形機を中心に6台を出展し、地元浙江省に多くの企業が集積している「化粧品」、「医療機器」、「自動車」の各業種向けのソリューション技術の実演を行った他、当社が業界内でいち早く取り組んできた、バイオプラスチックなどの環境対応素材の利用技術の提案も行いました。

また、当社は、グループの事業展開を支える人的資本の強化として、「人材の採用、確保、育成」「ダイバーシティの推進」「働き方改革、健康経営の実践」を柱として人事戦略を進めています。人材の採用、確保、育成としては、様々な国籍、技術、資格、経験を持った人材の確保のため米国マサチューセッツ州ボストン市で開催されるボストンキャリアフォーラムに参加し、海外教育機関

で履修者を採用し、多様な人材の確保を進めました。ダイバーシティの推進としては、2026年3月期に女性管理職8%以上、女性従業員比率20%以上、労働者全体における男女間賃金差異75%以上を目標に取り組みを進め、今期においては、海外現地法人の財務担当者を対象に経理業務を進める上での問題点の共有化、本社経営陣とのコミュニケーションを図り、最新の市場動向や技術知識を身に付けるリスクリングの機会として本社において研修会を開催いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比0.9%増の474億9千3百万円となりました。このうち、国内売上高は124億6千5百万円、海外売上高は350億2千7百万円となり、海外売上比率は73.8%(前期実績は72.0%)となりました。

利益面におきましては、営業利益は4億4千2百万円(前期比37.3%減)、経常利益は3億4千3百万円(同6.9%増)となりました。

このほかNEGRI BOSSI S.P.A.の特別退職金として5億1千6百万円を計上したことから親会社株主に帰属する当期純利益は、7千6百万円(前期比115.2%増)となりました。

なお、製品別の売上状況は、次のとおりであります。

[射出成形機]

主力である射出成形機につきましては、売上高は345億6千3百万円(前期比1.6%増)となりました。

[周辺機器・部品・金型等]

周辺機器の売上高は22億6百万円(前期比8.6%減)、部品の売上高は、91億7千3百万円(同7.0%増)、金型等の売上高は、15億4千9百万円(同25.4%減)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資総額は22億3千8百万円であり、その主な内訳は、日精塑機械(海塩)有限公司の工場建設費用10億4百万円および米国工場の増築工事費用6億8百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に主として、中国、アメリカ等での設備投資等を目的に金融機関より10億円の資金調達を実施しております。

4. 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

5. 対処すべき課題

第69期（2025年3月期）におきましては、当社が下請法の適用対象となるお取引先様に対して木型等の一部を無償で保管させていた行為、並びに、当社製品に使用する部品の仕入れに係る委託取引において受発注数の認識に齟齬がある中で給付内容を減少させるに至った事案が下請法に抵触するとして公正取引委員会から勧告を受けました。この対応として社内管理体制を強化し、注文書の交付の徹底と適正な記載事項の確保、支払条件・価格交渉プロセスの適正化等の対応を確実に実施し、法令遵守、および取引の健全化を図り、公正な事業運営の確立を徹底いたします。

また、当社の連結決算業務において、外貨建取引の為替レート適用および海外連結子会社との債権・債務の消込処理に関し内部統制の不備が確認され決算開示に相当の時間を要しました。これら財務報告に係る重要な不備を是正するために、為替レート適用ルールの統一、財務処理の適正化、モニタリング体制の強化により誤謬の早期発見、外貨取引処理の自動化等の再発防止策を実施し、適切な内部統制の整備及び運用を図り財務報告の正確性向上とガバナンス強化を図ってまいります。

営業関連につきましては、第四次中期経営計画の最終年度として脱炭素社会の形成と資源循環システムの構築に貢献し、長期目標の「フューチャーデザイン 2026」の達成に向けた総仕上げを行うことを目標に事業を推し進めました。販売実績は68期と比較し微増ではありましたがニッチな分野である金属成形や半導体設備関連からの需要が増加いたしました。また当社技術の訴求ポイントである「低圧成形法」を軸に省エネ・省スペースを体現し、成形のダウンサイジングを展開した結果、日本国内での大型機のシェアが10%まで増加したこと等があります。

今年度は第五次中期経営計画の初年度であり「本3カ年は当社グループとお客様をDXで繋ぐ基盤となるプラットフォームを創出する」として以下の5項目に取り組んでまいります。

1点目が、成形現場の「成形条件は自分で設定すべき」という固定概念を拭い去り日常的なルーチンである成形条件設定をDXにより自動化することで人手不足の軽減と時短を実現し、煩わしさの少ない成形加工業の新しい姿を提唱してまいります。

2点目は、地域別施策および地政学リスクへ対応として、米国工場での超大型機の生産から米国内のシェアアップを図り、中国においては中国生産機をもって自動車、医療分野への参入を図ります。また新たにインド工場を設立することでBOP (Base of the Pyramid) 向けの電動射出成形機の生産・販売を推進し、SDGsの達成を目指します。欧州においては欧州需要の50%を占めるドイツ市場に参入し欧州におけるシェアアップを目指します。

3点目は、サステナビリティへの貢献としてバイオマスプラスチックであるPLA（ポリ乳酸）と間伐材の混合材料の成形システムに続き、独自のPLA射出成形テクノロジーに磨きをかける等、循環型ビジネスの確立に寄与してまいります。

4点目は、人的資本の強化を進めてまいります。労働人口の減少に伴う採用難を背景に、多様な価値観とバックグラウンドを持つ人材の確保、育成とデジタル領域に精通した人材の確保強化に努めるとともに組織の活力となる多様性を重視した人材育成、活用を進めてまいります。

5点目は、資本コストと株価を意識した経営と株主還元として、株式市場における当社評価の分析から現状課題を認識し、成長期待値の醸成と経営の効率化を進め、収益の改善に向けた戦略を進め、企業価値の向上から株主還元に繋げてまいります。

今後におきましては当社の経営理念である「世界の日精 プラスチックをとおして人間社会を豊かにする」を実現するために、プラスチック産業として地球環境保全に一段と積極的に取組み、業界の価値向上に努めてまいる所存でありますので、株主の皆様には一層のご支援とご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

※1 BOP は低所得層のことと、世界の人口の過半数を占める 40 億人のことを示す。

第 70 期連結通期業績予想値

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	一株当たり当期純利益
第 70 期 2026 年 3 月期	44,200	1,000	900	550	28.59

6. その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025 年 3 月期（第 69 期）の決算業務の実施過程において、為替レートの適用相違により、連結グループ内の取引により取得した棚卸資産に含まれる未実現利益の消去金額の誤謬、並びに、一部の海外連結子会社に対する当社の前渡金・未収入金・買掛金及び売上原価の誤謬が判明いたしました。

当社は、これらの誤謬の修正のため、過年度の決算を訂正するとともに、2023 年 3 月期（第 67 期）及び 2024 年 3 月期（第 68 期）の有価証券報告書、2023 年 3 月期（第 67 期）第 1 四半期から 2024 年 3 月期（第 68 期）第 3 四半期までの各四半期報告書、並びに 2025 年 3 月期（第 69 期）の半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

7. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

期 別 区 分	第 66 期 2022 年 3 月期	第 67 期 2023 年 3 月期	第 68 期 2024 年 3 月期	第 69 期 (当連結会計年度) 2025 年 3 月期
売 上 高 (百万円)	48,731	52,205	47,068	47,493
経 常 利 益 (百万円)	2,940	2,995	321	343
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	2,680	2,225	△502	76
一株当たり当期純利益 又は 一株当たり当期純損失 (△)(円)	137.43	114.13	△26.16	3.98
純 資 産 (百万円)	36,938	40,053	39,789	41,869
総 資 産 (百万円)	68,852	78,035	83,608	86,479

(2) 当社の財産及び損益の状況

期 別 区 分	第 66 期 2022 年 3 月期	第 67 期 2023 年 3 月期	第 68 期 2024 年 3 月期	第 69 期 (当事業年度) 2025 年 3 月期
売 上 高 (百万円)	36,452	37,068	32,363	34,970
経 常 利 益 (百万円)	2,656	3,829	855	699
当 期 純 利 益 (百万円)	1,844	2,914	916	969
一株当たり当期純利益 (円)	94.58	149.45	47.67	50.53
純 資 産 (百万円)	30,890	33,359	33,381	33,425
総 資 産 (百万円)	55,394	65,119	76,606	76,270

(注) 2025 年 3 月期(第 69 期)の決算業務の実施過程において、過年度における会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。2023 年 3 月期(第 67 期)および 2024 年 3 月期(第 68 期)における数値は、過年度修正を反映した数値であります。

8. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
NISSEI AMERICA, INC.	US\$ 82,578,036	100%	当社製品の製造ならびに販売およびサービス
日精樹脂工業科技（太倉）有限公司	180 百万円	100%	中国における当社製品の販売およびサービス
日精塑料机械（太倉）有限公司	1,590 百万円	100%	当社製品の製造
日精塑料机械（海鹽）有限公司	4,315 百万円	100%	当社製品の製造
NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	THB280,000,000	100%	当社製品の製造
日精ホンママシナリー株式会社	257 百万円	100%	当社製品の製造および金属加工機械の製造販売
NEGRI BOSSI S.P.A.	€15,974,974	99.99%	射出成形機およびロボット機器の製造ならびに販売およびサービス

(2) その他の子会社

株式会社日精テクニカ
日精メタルワークス株式会社
NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V.
太倉滻田金属製品有限公司
上海尼思塑胶机械有限公司
NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.
台湾日精股份有限公司
NISSEI PLASTIC PHILIPPINES, INC.
NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO., LTD.
NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.
NISSEI (MALAYSIA) SDN. BHD.
PT. NISSEI PLASTIC INDONESIA
NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD.
NISSEI EUROPE, s. r. o.
ROBOLINE S. R. L.
NEGRI BOSSI S. A. U.
NEGRI BOSSI LTD.
NEGRI BOSSI FRANCE S. A. S.
NEGRI BOSSI (INDIA) PRIVATE LTD.
NEGRI BOSSI NORTH AMERICA, INC.
NBMX S. A. DE C. V.

9. 主な事業内容

当社グループは、主として射出成形機・周辺機器・部品・金型等の製造および販売を行っております。

10. 企業集団の主要な拠点

(1) 当社

本社及び本社工場	長野県埴科郡坂城町
営業所	東北（福島市） 東関東（さいたま市） 西関東（相模原市） 東海（小牧市） 長野（長野県埴科郡坂城町） 北陸（富山市） 大阪（松原市） 中国（加西市） 広島（広島市） 九州（福岡市）
出張所	国内 9ヶ所
テクニカルセンター	本社テクニカルセンター（長野県埴科郡坂城町） 西日本テクニカルセンター（兵庫県明石市）
営業推進部	東京都千代田区
支店	韓国 シンガポール

(2) 子会社

会社名	区分	所在地
株式会社日精テクニカ	本社	長野県埴科郡坂城町
日精メタルワークス株式会社	本社	新潟県上越市
日精ホンママシナリー株式会社	本社	兵庫県明石市
NISSEI AMERICA, INC.	本社	米国 テキサス州 サンアントニオ
NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V.	本社	メキシコ メキシコシティ
日精塑料机械（太倉）有限公司	本社	中華人民共和国 太倉
日精樹脂工業科技（太倉）有限公司	本社	中華人民共和国 太倉
太倉滻田金属製品有限公司	本社	中華人民共和国 太倉
日精塑料机械（海鹽）有限公司	本社	中華人民共和国 海鹽
上海尼思塑胶机械有限公司	本社	中華人民共和国 上海
NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.	本社	中華人民共和国 香港
台湾日精股份有限公司	本社	台湾 台北
NISSEI PLASTIC PHILIPPINES, INC.	本社	フィリピン ラグナ州
NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO., LTD.	本社	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン
NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.	本社	タイ バンコク
NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	本社	タイ ラヨーン県
NISSEI (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社	マレーシア クアラルンプール
PT. NISSEI PLASTIC INDONESIA	本社	インドネシア ジャカルタ
NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD.	本社	インド グルガオン
NISSEI EUROPE, s. r. o.	本社	スロバキア ブラチスラバ
NEGRI BOSSI S.P.A.	本社	イタリア ミラノ
ROBOLINE S.R.L.	本社	イタリア ミラノ
NEGRI BOSSI S.A.U.	本社	スペイン バルセロナ
NEGRI BOSSI LTD.	本社	イギリス ウォリックシャー
NEGRI BOSSI FRANCE S.A.S.	本社	フランス オーヴェルニュ=ローヌ=アルプ
NEGRI BOSSI (INDIA) PRIVATE LTD.	本社	インド アメーダバード
NEGRI BOSSI NORTH AMERICA, INC.	本社	米国 デラウェア州 ニューキヤッスル
NBMX S.A. DE C.V.	本社	メキシコ メキシコシティ

11. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,268名	86名減

(注) 当社グループは射出成形機事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
466名	5名減	46.4歳	19.2年

(注) 派遣社員・嘱託・パート120名(前期末86名)は、含んでおりません。

12. 主要な借入先、借入額

(単位：百万円)

主要な借入先	借入金残高
株式会社八十二銀行	7,436
株式会社三井住友銀行	2,399
株式会社三菱UFJ銀行	1,575

13. その他企業集団の現況における重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 54,000,000 株

2. 発行済株式の総数 19,236,345 株 (自己株式 3,035,655 株を除く。)

3. 当事業年度末の株主数 17,894 名

4. 大株主（上位 10 名）及びその持株数

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
有限会社アオキエーシェンシー	1,889	9.8
清 原 達 郎	1,585	8.2
日 精 樹 脂 工 業 取 引 先 持 株 会	1,558	8.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,531	8.0
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	949	4.9
依 田 穂 積	638	3.3
前 田 陽 太	410	2.1
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	346	1.8
八 十 二 キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	340	1.8
日 精 樹 脂 工 業 株 式 会 社 従 業 員 持 株 会	290	1.5

(注) 持株比率は自己株式(3,035,655 株)を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	新株予約権等の内容	新株予約権等を有する者的人数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	<p>(1) 名称 第1回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 60,100 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2011年7月16日から2046年7月15日まで</p> <p>(4) 権利行使価額(1株あたり) 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(1) 名称 第2回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 49,100 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2012年7月14日から2047年7月13日まで</p> <p>(4) 権利行使価額(1株あたり) 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(1) 名称 第3回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 17,600 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2013年7月13日から2048年7月12日まで</p> <p>(4) 権利行使価額(1株あたり) 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	1人

<p>取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)</p>	<p>(1) 名称 第4回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 38,100 株 (3) 新株予約権の権利行使期間 2014年7月15日から2049年7月14日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(1) 名称 第5回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 19,000 株 (3) 新株予約権の権利行使期間 2015年7月14日から2050年7月13日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(1) 名称 第6回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 43,700 株 (3) 新株予約権の権利行使期間 2016年7月12日から2051年7月11日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>1人</p>
-----------------------------------	---	-----------

取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	(1) 名称 第7回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 27,600 株 (3) 新株予約権の行使期間 2017年7月11日から2052年7月10日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	1人
	(1) 名称 第8回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 23,100 株 (3) 新株予約権の行使期間 2018年7月14日から2053年7月13日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	
	(1) 名称 第9回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 37,100 株 (3) 新株予約権の権利行使期間 2019年7月13日から2054年7月12日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	2人
	(1) 名称 第10回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 34,900 株 (3) 新株予約権の権利行使期間 2020年7月14日から2055年7月13日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場	

	合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	<p>(1) 名称 第 11 回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 26,600 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2021 年 7 月 13 日から 2056 年 7 月 12 日まで</p> <p>(4) 権利行使価額 (1 株あたり) 1 円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内(10 日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2 人
	<p>(1) 名称 第 12 回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 39,600 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2022 年 7 月 12 日から 2057 年 7 月 11 日まで</p> <p>(4) 権利行使価額 (1 株あたり) 1 円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内(10 日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	3 人
	<p>(1) 名称 第 13 回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 44,000 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2023 年 7 月 11 日から 2058 年 7 月 10 日まで</p> <p>(4) 権利行使価額 (1 株あたり) 1 円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内(10 日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	4 人
	<p>(1) 名称 第 14 回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 34,900 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2024 年 7 月 17 日から 2059 年 7 月 16 日まで</p> <p>(4) 権利行使価額 (1 株あたり) 1 円</p>	6 人

	(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	
社外取締役	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	依田穂積	NEGRI BOSSI S.P.A. 会長 NISSEI AMERICA, INC. 会長
常務取締役	小林孝浩	生産本部・品質保証部・安全保障貿易管理担当 日精メタルワーカス株式会社 代表取締役会長 日精ホンママシナリー株式会社 代表取締役会長 日精塑料机械(太倉)有限公司 董事長 NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 会長 日精塑料机械(海鹽)有限公司 董事長 太倉滝田金属製品有限公司 董事長
取締役	堀内一義	財務部・海外現地法人担当
取業締役 営業本部長	桜田喜久男	NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD. 董事長 台湾日精股份有限公司 董事長 NISSEI MEXICO, S.A. DE C.V. 社長 NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD. 会長 上海尼思塑胶机械有限公司 董事長 NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO., LTD. 会長 NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD. 会長 NISSEI PLASTIC PHILIPPINES, INC. 社長 PT. NISSEI PLASTIC INDONESIA 会長 日精樹脂工業科技(太倉)有限公司 董事長 NISSEI EUROPE, s.r.o. 会長
取締役	今井昭彦	内部監査室・経営企画部・人事部・総務部・コンプライアンス・リスク管理担当 株式会社日精テクニカ 代表取締役会長
取締役 技術本部長	駒村勇	
取締役	平洋輔	平洋輔税理士事務所 所長
取締役	スティーヴン ブルース ムーア	MLT ANALYTICS社 CEO
取締役 (常勤監査等委員)	半田芳直	
取締役 (監査等委員)	成澤一之	
取締役 (監査等委員)	西田治子	オフィス・フロネシス 代表 一般社団法人Women Help Women 代表理事

(注) 1. 取締役平洋輔氏、取締役スティーヴン ブルース ムーア氏、取締役(監査等委員)成澤一之氏および取締役(監査等委員)西田治子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

- 取締役(常勤監査等委員)半田芳直氏は、当社の内部監査室長および監査役室長を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために半田芳直氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 取締役平洋輔氏は、平洋輔税理士事務所の所長であります。なお、当社と平洋輔税理士事

務所との間には特別な関係はありません。

4. 取締役スティーヴン ブルース ムーア氏は、MLT ANALYTICS 社の CEO であります。なお、当社と MLT ANALYTICS 社との間には特別な関係はありません。
5. 取締役(監査等委員)西田治子氏は、オフィス・フロネシスの代表および一般社団法人 Women Help Women の代表理事であります。なお、当社とオフィス・フロネシスおよび一般社団法人 Women Help Women との間に特別な関係はございません。
6. 取締役候補者等の指名においては、社内取締役 3 名および社外取締役 4 名で構成する指名委員会において社内で定める取締役候補者選任基準を基に、能力、見識、専門知識等を総合的に判断の上で選考し、取締役会において候補者を選任しております。
7. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)および子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、故意または重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

2. 取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021 年 2 月 25 日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためにインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬ならびに非金銭報酬（ストック・オプション）により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑みて基本報酬のみを支払うこととしております。

②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（役位報酬）は、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」および日本取締役協会の「経営者報酬のガイドライン」等を参考に算定を行っております。社外取締役は、役員報酬規程に基づき算出する固定報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬については年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月定期同額を支払うこととしております。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方法（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針含む）

1. 業績連動報酬

業績連動報酬については、当該連結会計年度の業績および次期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、ROE、配当性向等の各項目における開示値および前年同期との増減比較率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢、結果から報酬委員会に協議された定性的評価基準に基づき作成しております。

業績連動報酬については、年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月定期同額を支払うこととしております。

2. ストック・オプション報酬

ストック・オプション報酬については、取締役新株予約権支給規則の定めに基づき、役位別に定めるストック・オプション報酬額を当該新株予約権 1 個当たりの公正価額で除した数を割り当てております。公正価額の算出はブラック・ショールズ・モデルを用いております。

ストック・オプションについては、内規で定める取締役新株予約権支給規則に基づき、毎年 7 月に 1 年分を付与しております。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討を行っております。取締役会は、報酬委員会の答申内容を最大限尊重して当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の役位報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容を踏まえて決定を行います。

ストック・オプション報酬につきましては、報酬委員会からの答申を踏まえて取締役会で取締役個人の割当数を決議することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

（2）取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月24日開催の第66期定時株主総会において、年額320百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し年額70百万円以内でストック・オプションとして新株予約権を割り当てる旨のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は2022年6月24日開催の第66期定時株主総会において年額50百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名であります。

（3）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長依田穂積が取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。委任する権限の内容は、各取締役の役位報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は、諮問機関である報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち、社外取締役)	214 (9)	164 (9)	20 (-)	30 (-)	11 (2)
取締役（監査等委員） (うち、社外取締役)	28 (9)	28 (9)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち、社外役員)	243 (19)	192 (19)	20 (-)	30 (-)	14 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の該当者はおりません。
2. 業績連動報酬は、当該連結会計年度の業績および次期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益等の各項目における開示および前期との増減比率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢結果から報酬委員会にて協議された定性的評価基準に基づき作成しております。なお、当連結会計年度を含む連結売上高、連結経常利益の推移は「I 6. 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、これらを業績指標として選定した理由は、当社の業績全体を俯瞰するために適していると判断したためであります。
3. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員である取締役および社外取締役除く。）に対してストック・オプションとして新株予約権を交付しております。当該ストック・オプションの内容およびその交付状況は「(1) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」および「III会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
4. 当事業年度末の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数と相違しておりますのは、2024年6月26日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいるためであります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社の関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「1. 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務 の概要
取 締 役	平 洋 輔	8年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 20 回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に税務及び会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	スティーヴン ブルース ムーア	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 20 回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に、グローバルな視点でのプラスチック産業全般に関する知見から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	成 澤 一 之	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 20 回全て出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に、経営管理全般に関する豊富な経験および高い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会 20 回全てに出席し、当社の内部監査および経理システムならびにコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	西 田 治 子	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 20 回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に企業経営、ガバナンスに関する豊富な経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会 20 回全てに出席し、当社の内部監査および経理システムならびにコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督

		機能を担っております。
--	--	-------------

- (注) 1. 取締役（監査等委員）成澤一之氏および取締役（監査等委員）西田治子氏の社外役員としての在任期間は、社外取締役および社外監査役としての在任期間を通算すると、成澤一之氏が 13 年 9 ヶ月、西田治子氏が 4 年 9 ヶ月となります。
2. 取締役平洋輔氏、取締役スティーヴン ブルース ムーア氏、取締役（監査等委員）成澤一之氏、取締役（監査等委員）西田治子氏は、東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役は、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社の社外取締役は、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
4. 在任期間は 2025 年 3 月 31 日を基準日として記載しております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

かなで監査法人

2. 報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	かなで監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の会計監査の職務執行状況および当事業年度の監査時間ならびに報酬見積りの算出根拠等について適切で妥当性があるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である NISSEI AMERICA, INC. 日精樹脂工業科技（太倉）有限公司 NEGRI BOSSI S.P.A. は、当社の会計監査人以外の会計監査人による監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制として次の通り決議しております

す。

1. 取締役、使用人に職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社は「プラスチックをとおして、人間社会を豊かにする」の経営理念に則った「日精樹脂工業行動憲章」に基づき法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- (2) 取締役会は「コンプライアンス規程」を定め、法令、社内規則及び企業倫理の遵守を徹底し、当社及びグループ会社に勤務するすべての者がこれを遵守する。
- (3) 取締役会は、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止と社内通報制度を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- (4) 取締役会は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、警察等の関係行政機関と連携を取りながら反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備し、当社及びグループ会社に勤務する全ての者がこれを遵守する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令等の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切な保存管理を行う。
- (2) 諸規程の適正な運用を図ると共にその保存媒体に応じ適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて体制の見直しを図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程に基づき、会社のリスクの把握及び管理を行う。
- (2) 各部門を管掌する取締役は担当職務に内在するリスクを把握、分析評価を行い適切な対策を実施する。
- (3) 不測の事態及び災害、システム障害等への対応として、社内規程等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画（BCP）及び各マニュアル等の着実な運用を図ると共に想定される様々な災害等のリスクによる損害を最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会は取締役会規程に基づき原則月1回開催し、必要に応じて随時開催する。当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、経営会議において事前に協議を行い、その審議を経て取締役会において決議を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程等に基づき業務所管部署の責任と権限を定め、適正な体制を確立する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な職務執行体制を維持する。
- (3) 取締役会の実効性の評価を行い、透明性の高い経営体制を維持する。

5. 当社並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 連結子会社を中心とするグループ会社全てにおける企業集団として業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び海外グループ会社管理規程を定め、経営管理体制を統制する。
- (2) 多様化する業務の適正を確保するため、連結子会社等の取締役及び使用人は、規程等に基づいたグループ会社の経営上の重要な事項に関しては、当社への協議及び報告を通じて連結子会社等の経営管理を行う。
- (3) 当社及び連結子会社は、財務報告の適切性・信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制体制を整備する。

6. 監査等委員会の監査環境に関する体制

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、必要に応じて監査等委員会室を設置しスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員を除く取締役と監査等委員会が意見交換する。

- (2) 当該使用人の監査等委員を除く取締役からの独立性に関する事項
指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、監査等委員を除く取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (3) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員を除く取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に対して報告すべき事項及び方法については法令及び規程に準ずるものとし、その他は取締役会と監査等委員会との協議により決定する。前記に係らず監査等委員会は必要に応じて監査等委員を除く取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る。
- (4) 監査等委員会に報告した監査等委員を除く取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
社内通報制度において監査等委員会に報告する体制及び規程を整備する。
- (5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、監査上の重要事項につき代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要課題につき意見交換を行う。また会計監査人と定期的に会合を持ち、意見、情報交換を行うなどの連携を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

当社グループは、取締役会において決議された内部統制体制の整備に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社において内部統制システムを整備し、運用しております。

期初においては、経営説明会を使用人に対して実施し、経営方針、経営課題等の説明を行い、認識の統一化を図っております。期中においては四半期毎に経営説明会を実施して進捗状況を使用人に説明するほか、代表取締役等の役付取締役による各部門のヒアリングを適宜実施し、進捗状況の確認及び適切な業務運営の体制を確保しております。また、取締役会の実効性を確保するため取締役（監査等委員である取締役及び社外役員含む）に対してアンケート調査を実施して取締役会の実効性の評価・改善を行い、経営の透明性、健全性を確保しております。

取締役及び使用人を対象に、年4回のコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。さらに内部監査部門において、業務が適正に行われているか等の業務監査を部門毎に実施し、取締役会に報告する体制を整備しております。

また、リスク管理体制においては当社グループとして年1回BCP訓練を実施し、その訓練結果からBCPマニュアルを改訂し実効性を高めております。海外子会社においても各国におけるリスクを洗い出し、リスクに応じた対応策を講じております。

当社の子会社に対しては、当社による経営管理を一本化した運営を行い、経営状況、マーケット分析のほか各国の税制、法令の把握等に努め、現地法人の管理体制の強化に努めております。また定期的に当社の監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門が監査を行い、内部統制の有効性評価を通じて改善に努めております。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

以上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,491	流動負債	31,362
現金及び預金	6,750	支払手形及び買掛金	7,026
受取手形、売掛金及び契約資産	7,062	短期借入金	17,166
電子記録債権	1,201	1年内返済予定の長期借入金	2,936
商品及び製品	23,350	リース債務	196
仕掛品	6,506	未払法人税等	229
原材料及び貯蔵品	11,657	賞与引当金	100
未収入金	2,900	製品保証引当金	112
未収還付法人税等	182	その他の	3,593
その他の	1,183		
貸倒引当金	△303		
固定資産	25,988	固定負債	13,220
有形固定資産	20,536	長期借入金	9,885
建物及び構築物	8,140	長期未払金	95
機械装置及び運搬具	3,305	リース債務	334
工具、器具及び備品	249	繰延税金負債	23
土地	4,909	退職給付に係る負債	2,820
リース資産	484	その他の	62
建設仮勘定	3,446		
		負債合計	44,583
無形固定資産	452	(純資産の部)	
リース資産	3	株主資本	34,593
その他の	448	資本剰余金	5,362
		資本剰余金	5,325
投資その他の資産	4,999	利益剰余金	25,810
投資有価証券	2,181	自己株式	△1,906
繰延税金資産	2,181		
退職給付に係る資産	31	その他の包括利益累計額	7,084
その他の	606	その他有価証券評価差額金	779
貸倒引当金	△1	為替換算調整勘定	6,336
		退職給付に係る調整累計額	△32
		新株予約権	217
		非支配株主持分	1
		純資産合計	41,896
資産合計	86,479	負債及び純資産合計	86,479

連結損益計算書

〔自 2024年4月1日
至 2025年3月31日〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高 売 上 原 價 売 上 総 利 益 販売費及び一般管理費		47,493 33,843 13,650 13,208
営 業 利 益		442
営 業 外 収 益 受取利息及び配当金 仕入割引 受取賃料 受取手数料 売電収入 助成金収入 その他	206 21 27 16 22 69 165	529
営 業 外 費 用 支払利息 為替差損 売電費用 その他	262 337 6 22	628
経 常 利 益		343
特 別 利 益 投資有価証券売却益	436	436
特 別 損 失 特別退職金	516	516
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		263
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	545 △358	187
当 期 純 利 益		76
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純利益		76

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日 〕

(単位 : 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,362	5,307	26,892	△2,030	35,532
誤謬の訂正による累積的影響額			△488		△488
遡及処理後当期首残高	5,362	5,307	26,403	△2,030	35,043
当期変動額					
剰余金の配当			△669		△669
親会社株主に帰属する当期純利益			76		76
自己株式の処分		17		124	142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	17	△592	124	△450
当期末残高	5,362	5,325	25,810	△1,906	34,593

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,066	3,358	△9	4,414	330	1	40,278
誤謬の訂正による累積的影響額							△488
遡及処理後当期首残高	1,066	3,358	△9	4,414	330	1	39,789
当期変動額							
剰余金の配当							△669
親会社株主に帰属する当期純利益							76
自己株式の処分							142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△286	2,978	△22	2,669	△112	0	2,557
当期変動額合計	△286	2,978	△22	2,669	△112	0	2,106
当期末残高	779	6,336	△32	7,084	217	1	41,896

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23 社

NISSEI AMERICA, INC.

NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V.

NISSEI (MALAYSIA) SDN. BHD.

NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.

NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.

NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.

台灣日精股份有限公司

上海尼思塑胶机械有限公司

日精塑料机械（太倉）有限公司

株式会社日精テクニカ

日精メタルワークス株式会社

日精樹脂工業科技（太倉）有限公司

日精ホンママシナリー株式会社

NEGRI BOSSI S. P. A.

ROBOLINE S. R. L.

NEGRI BOSSI LTD.

NEGRI BOSSI S. A. U.

NEGRI BOSSI FRANCE S. A. S.

NEGRI BOSSI NORTH AMERICA, INC.

NBMX S. A. DE C. V.

NEGRI BOSSI (INDIA) PRIVATE LTD.

日精塑料机械（海鹽）有限公司

太倉滻田金属製品有限公司

非連結子会社の数 5 社

NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO., LTD.

NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD.

NISSEI PLASTIC PHILIPPINES, INC.

PT. NISSEI PLASTIC INDONESIA

NISSEI EUROPE, s. r. o.

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも小規模であり連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社

該当事項はありません。

持分法非適用会社

非連結子会社に対する投資については、当期純損益及び利益剰余金等に関するいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法を適用しておりません。

4. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

NISSEI AMERICA, INC.

NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V.

上海尼思塑胶机械有限公司

日精塑料机械(太倉)有限公司

NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.

日精樹脂工業科技（太倉）有限公司

NEGRI BOSSI S. P. A.

ROBOLINE S. R. L.

NEGRI BOSSI LTD.

NEGRI BOSSI S. A. U.

NEGRI BOSSI FRANCE S. A. S.

NEGRI BOSSI NORTH AMERICA, INC.

NBMX S. A. DE C. V.

日精塑料机械（海鹽）有限公司

太倉滝田金属製品有限公司

決算日 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- | | | |
|------------------|-------------------|---|
| ・市場価格のない株式等以外のもの | … 時価法 | (評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・市場価格のない株式等 | …………… 移動平均法による原価法 | |

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ① 製品、仕掛品 ……………… 個別法
- ② 製品のうち営業部品、原材料 … 移動平均法又は先入先出法
- ③ 貯蔵品 ……………… 最終仕入原価法
- ④ 商品 ……………… 先入先出法

(4) 重要な減価償却資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く) ……………… 定率法

当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用し、在外連結子会社は主として所在地国の会計基準の規程に基づく定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア … 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ・その他の無形固定資産 … …… 定額法

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個々の債権回収の可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

連結子会社については、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品のアフターサービス費の支払に備えるため、当社グループ所定の基準（過去の実績割合）により、所要見積額を計上しております。

（6）退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、一部の在外連結子会社においては給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（7）収益及び費用の計上基準

当社グループは、射出成形機、部品及びその他の製造・販売をしております。

当社グループでは、これらの製品等の販売取引について、国内における部品の販売取引を除き、契約条件に照らし合わせて顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、一時点で製品等の支配の移転が行われる取引については、顧客への製品等の到着時、検収時や貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しております。また、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引については、作業の進捗に伴う原価の発生に応じて、顧客仕様の製品等が完成に近づき、最終的に顧客による使用が可能な状態に至るため、発生原価に基づくインプット法により履行義務の充足に向けての進捗度を測定し契約期間にわたり収益を認識しております。

一方で、国内における部品の販売取引については、その出荷から支配移転までの期間が国内で出荷及び配送に通常要する日数に照らして合理的な期間に留まる状況にあるため、代替的な取扱いとして顧客への部品の出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務の充足後、概ね12か月以内に対価を受領しており、重要な金融要素を含んだ取引はありません。また、一部の顧客との契約において、収益は約束された対価から値引き及び返品等を控除した金額で測定しております。

（8）外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金利収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の税務上の欠損金および税額控除のうち、将来の課税所得に対して利用できる可能性の高い場合に限り認識しております。事業計画等により、将来の発生が予測される課税所得の額及びその発生時期を見積り、その発生の可能性を見積っております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,181 百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して判断し繰延税金資産を計上しています。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループの将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としております。そこで主要な仮定は、主に販売数量及び販売価格の市況推移の見込みです。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループの仮定は将来の不確実性を伴うため、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類について重要な影響を与えるおそれがあります。

2. 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 864 百万円

上記の金額は、履行義務の充足に向けての進捗度を測定し契約期間にわたり収益を認識した

契約の内、当連結会計年度末時点で完全な履行義務を充足していない契約を対象として記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引については、発生原価に基づくインプット法により履行義務の充足に向けての進捗度を測定することにより収益を認識しております。なお、当該進捗度を合理的に測定することができない場合は、発生原価の範囲で収益を認識しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に向けての進捗度測定による収益認識の主要な仮定は、総原価の見積りであります。総原価の見積りにおいては、顧客からの要求による仕様を元に算定しておりますが、受注後の状況の変化に応じ、適時に見積りの見直しを実施しております。

④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

総原価の見積りは、顧客からの要求による仕様の個別性が強く、一定の仮定に基づいております。そのため、総原価の見積りと実績の乖離が発生した場合は、総原価の見積りの見直しに伴う進捗度の変動により、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

誤謬の訂正に関する注記

当社は、2025年3月期（第69期）の決算業務の実施過程において、為替レートの適用相違により、連結グループ内の取引により取得した棚卸資産に含まれる未実現利益の消去金額の誤謬、並びに、一部の海外連結子会社に対する当社の前渡金・未収入金・買掛金及び売上原価の誤謬が判明しました。これを受け、当社は当連結会計年度に誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書における純資産の期首残高は488百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	20,997 百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
土 地	1,692 百万円
建物及び構築物	297 百万円
(2) 担保に係る債務	
一年内返済長期借入金	528 百万円
長期借入金	71 百万円
3. 受取手形、売掛金及び契約資産	
受 取 手 形	215 百万円
売 掛 金	5,928 百万円
契 約 資 産	907 百万円
4. 流動負債その他に含まれる契約負債	
契 約 負 債	298 百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 特別退職金	516 百万円
NEGRI BOSSI S.P.A. の事業再編に伴う特別退職金であります。	

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数 22,272,000 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	380	20.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日
2024 年 11 月 8 日 取締役会	普通株式	288	15.00	2024 年 9 月 30 日	2024 年 12 月 3 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 384 百万円

1 株当たりの配当額 20.00 円

基準日 2025 年 3 月 31 日

効力発生日 2025 年 6 月 27 日

配当の原資 繰越利益剰余金

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日に当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 296,600 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。投資有価証券は、株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金及びリース債務は運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、リース債務は一部の在外連結子会社について「リース」(IFRS 第 16 号) を適用したものをおんでおります。

デリバティブ取引は、営業債権及び営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、売掛債権について、各販売部門において定期的に取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成し、手許流動性について支払及び改修資金の状況を考慮し、一定の水準を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1)投資有価証券 (*2)	1,493	1,493	—
(2)長期借入金 (*3) (1年内返済予定を含む)	(12,821)	(12,844)	22
(3)デリバティブ (*4)	—	—	—

(注) 負債に計上されているものにつきましては、() で示しております。

*1 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

*2 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	687

*3 長期借入金には1年内返済予定長期借入金を含めて表示しております。

*4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,459	—	—	1,459
その他	35	—	—	35
デリバティブ	—	—	—	—

(注) 負債に計上されているものにつきましては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスク回避を目的としており、時価は取引金融機関から提示された価格によっていることから、その時価をレベル2に分類しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価(*)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(12,844)	—	(12,844)

(注) 負債に計上されているものにつきましては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、一時点での製品等の支配の移転が行われる取引（射出成形機、部品及びその他の製造・販売）と一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引（射出成形機及びその他の製造・販売）について顧客との契約から認識した収益を計上しており、その内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	欧米地域	アジア地域	
主要な製品又はサービスのライン				
射出成形機	10,095	13,805	10,661	34,563
部品	3,007	4,021	2,145	9,173
その他	2,682	815	257	3,756
合計	15,785	18,643	13,064	47,493

(注) 「その他」には周辺機器、金型等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,438
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,356
契約資産（期首残高）	733
契約資産（期末残高）	907
契約負債（期首残高）	187
契約負債（期末残高）	298

契約資産は、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引について、期末時点での顧客に対する製品等の支配の移転が完了しておりますが、未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであり、当該対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客が製品等に対する支配を獲得する前に当社グループが顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、993百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が173百万円増加した主な理由は、履行義務の充足に伴って認識された収益の増加であり、契約負債が110百万円増加した主な理由は、前受金の受領による増加であります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,287
1年超	3

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,166円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3円98銭 |

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,256	流動負債	30,441
現金及び預金	465	支 払 手 形	230
受取手形	210	買 掛 金	8,314
電子記録債権	1,201	短 期 借 入 金	17,736
売掛金	8,506	1年内返済予定の長期借入金	2,907
契約資産	477	リ 一 ス 債 務	11
商品及び製品	9,199	未 払 費 用	757
仕掛品	3,535	未 払 法 人 税	50
原材料及び貯蔵品	5,827	未 払 約 負 債	122
前渡金	1,787	預り金	177
前払費用	87	賞与引当金	27
未収入金	4,693	製品保証引当金	70
関係会社短期貸付金	2,094	受注損失引当金	17
その他の	199	そ の 他	9
貸倒引当金	△29		7
固定資産	38,014	固定負債	12,403
有形固定資産	8,956	長 期 借 入 金	9,720
建物	2,414	長 期 未 払 金	95
構築物	113	リ 一 ス 債 務	18
機械装置	2,049	退職給付引当金	2,564
車両運搬工具	4	そ の 他	5
器具備品	100		
土地	4,015		
リース資産	26		
建設仮勘定	230		
無形固定資産	442	(純資産の部)	
ソフトウェア	436	株主資本	32,427
リース資産	1	資本金	5,362
その他の	5	資本剰余金	5,511
投資その他の資産	28,615	資本準備金	5,342
投資有価証券	1,505	その他資本剰余金	168
関係会社株式	26,189	利益剰余金	23,459
敷金及び保証金	60	利 涝 準 備 金	591
繰延税金資産	851	そ の 他 利 涝 剰 余 金	22,868
その他の	10	別途積立金	7,525
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	15,343
		自 己 株 式	△1,906
		評価・換算差額等	779
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	779
		新株予約権	217
資産合計	76,270	純資産合計	33,425
		負債及び純資産合計	76,270

損 益 計 算 書

〔 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	34,970
売 上 原 価	28,718
売 上 総 利 益	6,251
販売費及び一般管理費	5,885
 營 業 利 益	 366
 營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	738
受 取 貸 牙 料	27
売 電 収 入	22
そ の 他	62
 營 業 外 費 用	 850
支 払 利 息	119
為 替 差 損	384
賃 貸 収 入 原 価	2
売 電 費 用	6
そ の 他	5
 經 常 利 益	 517
 特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	436
 税 引 前 当 期 純 利 益	 436
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	263
法 人 税 等 調 整 額	△97
 当 期 純 利 益	 1,136
	166
	969

株主資本等変動計算書

〔 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日 〕

(単位 : 百万円)

	資本金	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金
当期首残高	5,362	5,342	150	5,493	591	7,525	15,856
誤謬の訂正による累積的影響額							△813
遡及処理後当期首残高	5,362	5,342	150	5,493	591	7,525	15,043
当期変動額							
剰余金の配当							△669
当期純利益							969
自己株式の処分			17	17			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	17	17	—	—	300
当期末残高	5,362	5,342	168	5,511	591	7,525	15,343

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計				
	利益剰余金合計								
当期首残高	23,972	△2,030	32,798	1,066	1,066	330	34,194		
誤謬の訂正による累積的影響額	△813		△813				△813		
遡及処理後当期首残高	23,159	△2,030	31,984	1,066	1,066	330	33,381		
当期変動額									
剰余金の配当	△669		△669				△669		
当期純利益	969		969				969		
自己株式の処分		124	142				142		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△286	△286	△112	△398		
当期変動額合計	300	124	442	△286	△286	△112	44		
当期末残高	23,459	△1,906	32,427	779	779	217	33,425		

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
　・市場価格がない株式等以外のもの 時価法
　　(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
　　売却原価は移動平均法により算定)
　・市場価格がない株式等 移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- (1) 製品、仕掛品 個別法
(2) 製品のうち営業部品、原材料 .. 移動平均法
(3) 貯蔵品 最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ... 定率法
　なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
　・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
　・その他の無形固定資産 定額法

- (3) リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個々の債権回収の可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品のアフターサービス費の支払に備えるため、当社所定の基準（過去の実績割合）により、所要見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、射出成形機、部品及びその他の製造・販売をしております。

当社では、これらの製品等の販売取引について、国内における部品の販売取引を除き、契約条件に照らし合わせて顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、一時点での製品等の支配の移転が行われる取引については、顧客への製品等の到着時、検収時や貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しております。また、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引については、作業の進捗に伴う原価の発生に応じて、顧客仕様の製品等が完成に近づき、最終的に顧客による使用が可能な状態に至るため、発生原価に基づくインプット法により履行義務の充足に向けての進捗度を測定し契約期間にわたり収益を認識しております。

一方で、国内における部品の販売取引については、その出荷から支配移転までの期間が国内で出荷及び配送に通常要する日数に照らして合理的な期間に留まる状況にあるため、代替的な取扱いとして顧客への部品の出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務の充足後、概ね12か月以内に対価を受領しており、重要な金融要素を含んだ取引はありません。また、一部の顧客との契約において、収益は約束された対価から値引き及び返品等を控除した金額で測定しております。

8. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の税務上の欠損金および税額控除のうち、将来の課税所得に対して利用できる可能性の高い場合に限り認識しております。事業計画等により、将来の発生が予測される課税所得の額及びその発生時期を見積り、その発生の可能性を見積っております。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	851 百万円
--------	---------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 26 号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して判断し繰延税金資産を計上しています。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社の将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社の仮定は将来の不確実性を伴うため、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類について重要な影響を与えるおそれがあります。

2. 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

・売上高	455 百万円
------	---------

上記の金額は、履行義務の充足に向けての進捗度を測定し契約期間にわたり収益を認識した契約の内、当事業年度末時点で完全な履行義務を充足していない契約を対象として記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社では、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引については、発生原価に基づくインプット法により履行義務の充足に向けての進捗度を測定することにより収益を認識しております。なお、当該進捗度を合理的に測定することができない場合は、発生原価の範囲で収益を認識しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に向けての進捗度測定による収益認識の主要な仮定は、総原価の見積りであります。総原価の見積りにおいては、顧客からの要求による仕様を元に算定しておりますが、受注後の状況の変化に応じ、適時に見積りの見直しを実施しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

総原価の見積りは、顧客からの要求による仕様の個別性が強く、一定の仮定に基づいております。そのため、総原価の見積りと実績の乖離が発生した場合は、総原価の見積りの見直しに伴う進捗度の変動により、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

誤謬の訂正に関する注記

当社は、2025年5月12日付「2025年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」で公表しましたとおり、2025年3月期（第69期）の決算作業を実施する中で、当期末の海外販売子会社に対する前渡金残高の妥当性および海外販売子会社との間の未実現利益算定の妥当性について誤謬の可能性が生じたため、社内で調査を進めた結果、連結決算業務における未実現利益消去額の算定において、一部の外貨建取引について取引時に管理会計上の為替レートで換算しておりましたが、決算時に当該取引発生時の実勢レートに換算替えにおいて一部の海外連結子会社との外貨建取引において当該換算替えが行われず、その結果として、未実現利益の消去金額の誤謬を発見しました。

当社は、過年度に渡って修正する必要があると判断し過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表および財務諸表ならびに四半期連結財務諸表を訂正することといたしました。なお、今回の訂正にあたっては、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項および今回の監査の過程において新たに発見された事項の訂正も併せて行っております。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。この結果、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は813百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	15,253 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したもの）	
短期金銭債権	6,756 百万円
短期金銭債務	5,791 百万円
3. 保証債務	
関係会社の債務に対し債務保証を行っております。	
日精ホンママシナリー㈱	139 百万円
NEGRI BOSSI S.P.A.	2,431 百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
土 地	1,692 百万円
建 物	297 百万円
(2) 担保に係る債務	
一年内返済長期借入金	528 百万円
長期借入金	71 百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売 上 高	19,438 百万円
	部材の有償支給高	5,340 百万円
	仕 入 高	14,179 百万円

そ　の　他	838 百万円
営業外取引　受　取　利　息	128 百万円
受　取　配　当　金	447 百万円
そ　の　他	201 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 3,035,655 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	21 百万円
製品保証引当金	5 百万円
棚卸資産評価損	304 百万円
退職給付引当金	793 百万円
減損損失	245 百万円
関係会社株式評価損	231 百万円
その他	<u>576</u> 百万円
小計	2,177 百万円
評価性引当額	<u>△997</u> 百万円
繰延税金資産合計	<u>1,180</u> 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>329</u> 百万円
繰延税金負債合計	<u>329</u> 百万円
繰延税金資産の純額	<u>851</u> 百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
NISSEI AMERICA, INC.	100.00	製品の販売先 製品の製造委託先 役員の兼任	出資の引受(注5) 製品等売上(注1)	7,494 8,021 —	— 売掛金 契約負債	— 417 36
NISSEI MEXICO, S.A. DE C.V.	100.00	製品の販売先 役員の兼任	製品等売上(注1)	753	売掛金	1,207
NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.	100.00	製品の販売先 役員の兼任	製品等仕入(注4)	926	前渡金	1,634

日精塑料机械(太倉) 有限公司	100.00	製品の製造委託先 役員の兼任	受託事務手数料(注 8) 原材料の有償支給(注 3) 製品等仕入(注 3)	103 2,195 7,867	未収入金 — 買掛金	1,078 — 952
日精樹脂工業科技 (太倉) 有限公司	100.00	製品の販売先 役員の兼任	製品等売上(注 1)	6,304	売掛金	1,332
株式会社日精テクニカ	100.00	資金の援助 役員の兼任	支払債務の譲渡(注 7)	—	買掛金	3,753
NEGRI BOSSI S.P.A.	99.99	製品の販売先 役員の兼任	製品等売上(注 1) 出資の引受(注 5) 資金の貸付 貸付の回収 (注 2) 債務保証(注 6) 利息の受取	804 713 1,122 947 2,431 127	売掛金 — 短期貸付金 — — 未収収益	791 — 2,094 — — 1
日精塑料机械(海塩) 有限公司	100.00	製品の製造委託先 役員の兼任	出資の引受 (注 5)	788	—	—

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社製品の販売および資産の譲渡については、市場価格を勘案して決定しております。
2. 貸付金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 日精塑料机械(太倉)有限公司に対しては、当社より部材の有償支給を行い、最終的に製品等として仕入れております。なお、有償支給及び仕入金額については、他の国内外注組立先への支給及び仕入金額を勘案して決定しております。
4. NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. からの製品等の仕入れについては、市場価格を勘案して取引条件を決定しております。
5. 増資に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。
6. NEGRI BOSSI S.P.A. の債務に対し債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。
7. 株式会社日精テクニカに対する譲渡は帳簿価額によっており、当該取引に係る決済期日は原債務のそれと同一であります。
8. 受託事務手数料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載している為、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,726 円 30 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 50 円 53 銭 |

以上

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

日精樹脂株式会社

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員

公認会計士 杉田昌則

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士 若月 健

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日精樹脂工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日精樹脂工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

日精樹脂工業株式会社

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 杉田昌則
業務 執行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 若月 健
業務 執行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日精樹脂工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、海外子会社管掌部門及び子会社の取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制については開示すべき重要な不備があり有効ではありませんが、取締役はその改善に取り組んでおり、また、当期の計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響が生じておりません。今後とも継続的な改善状況について注視してまいります。

なお、事業報告に記載のとおり当社は公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。監査等委員会といたしましては、グループ全体では正及び再発防止に向けた取り組みが適切になされているか、また再発防止策の実効性について注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人かなで監査法人から、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制については開示すべき重要な不備があり有効ではないことを踏まえた上で、会計監査を行った旨の報告を受けております。

2025年6月30日

日精樹脂工業株式会社 監査等委員会

取締役
(常勤監査等委員) 半田芳直 印

社外取締役
(監査等委員) 成澤一之 印

社外取締役
(監査等委員) 西田治子 印

以上